

宝石・貴金属等取扱事業者におけるマネー・ローンダリング、テロ資金供与及び拡散金融対策に関するガイドライン（案）に対する意見公募で寄せられた提出意見と提出意見を考慮した結果

番号	提出意見	提出意見を考慮した結果
1	項「IT システムの活用」について、確実な取引時確認を目的として、顔写真および IC チップが搭載された本人確認書類の積極的利用を盛り込んでいただければと思います。	御意見ありがとうございます。 取引時確認において求められる本人確認書類については、「犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則」（令和 8 年内閣府・総務省・法務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第 2 号。以下「施行規則」という。）において規定されております。 本人確認方法については、非対面取引に係る施行規則の改正が令和 7 年 6 月 24 日に、対面取引に係る施行規則の改正が令和 8 年 3 月 6 日にそれぞれ公布されております。これらの改正を受け、両改正規定が施行される令和 9 年 4 月 1 日以降は、御指摘のとおり、IC チップ付き本人確認書類の IC チップ情報の送信を受ける方法を原則とすることとされています。 このように、御指摘の事項については既に同法令において措置されていることから、ガイドラインについては原案のとおりとさせていただきます。
2	〔該当箇所〕 ・「(5) 外為法及び国際テロリスト等財産凍結法による義務の履行」における、資産凍結措置の対象範囲および【対応が求められる事項】の記載部分。 〔意見内容〕	御意見ありがとうございます。 御意見を踏まえ、資産凍結措置の対象者の範囲を明確化する観点から、以下の内容を追記する形で修正いたします。 ＜該当箇所＞追記箇所は下線 Ⅱ－2 リスクの特定・評価・低減 (5) 外為法及び国際テロリスト等財産凍結法による義務の履行

・上記箇所について、資産凍結措置の対象が制裁対象者本人に限られず、当該制裁対象者を代理する者又はその指示を受けて行動する者を通じて行われる支払等についても、規制の対象となり得る点を、ガイドライン本文において明示する記載を追加することが望ましいと考える。 ・併せて、その根拠として、外為法に基づく支払告示・資本取引告示及び、これらに関する財務省の公式FAQ（令和5年6月1日施行分）への参照を、注釈等の形で示すことが適当であると考え 〔理由〕 ・国連安保理決議に基づく資産凍結措置は、一般に、制裁対象者本人による支払や取引のみに限定されるものではなく、制裁対象者を代理する者や、その指示を受けて行動する者を通じた支払等についても及ぶことが、国際的に共有された理解となっている。 ・日本においても、この点については、外為法及び国際テロリスト等財産凍結法に基づく関係告示や、その解釈を示す公式資料により整理がなされている。 ・他方、FATFにおける資産凍結措置に関する評価（特にImmediate Outcome 10 及び 11）では、法令上の枠組みが存在することのみならず、関係主体（金融機関に限らず、DNFBPsを含む）が、制裁対象者の範囲や資産凍結措置の射程について適切に理解しているかが重視されていることが読み取れる。 ・現行ガイドラインにおいては、制裁対象者リストとの照合等、実務対応として重要な事項が整理されている一方で、制裁対象者の範囲が名簿記載の本人に限定されない点については、必ずしも明示的に示されていないように見受けられる。 ・この点を本文において補足的に明記し、あわせて関係告示やFAQへの参照を示すことにより、DNFBPsを含む関係者における理	・・・(略)・・・外為法及び国際テロリスト等財産凍結法による資産凍結対象者については、外務省告示等により指定されており、措置対象となる個人・団体への支払いや資本取引等について規制されている。<u>なお、国連安保理決議に基づく資産凍結措置においては、外務省告示等により指定された制裁対象者本人による支払や取引に限らず、当該制裁対象者を代理する者又は当該制裁対象者の指示を受けて行動する者を通じて行われる支払その他の取引についても、規制の対象となり得る点に留意する必要がある。</u>（注） <u>（注）制裁対象者を代理する者又は当該制裁対象者の指示を受けて行動する者を通じた支払等が規制対象となり得る点については、以下を参照。</u> ・<u>外国為替及び外国貿易法第16条第1項又は第3項の規定に基づく財務大臣の許可を受けなければならない支払等を指定する件（平成10年大蔵省告示97号）</u> ・<u>外国為替及び外国貿易法第21条第1項の規定に基づく財務大臣の許可を受けなければならない資本取引を指定する件（平成10年大蔵省告示99号）</u> ・<u>令和5年6月1日施行の支払告示・資本取引告示のFAQ（財務省国際局外国為替室、対外取引管理室）</u> <u>これらを踏まえ、当該義務の履行のため、以下の事項を実施することが求められる。</u> 【対応が求められる事項】 ①～③ （略）
--	---

	解をより明確にし、国際的な評価の観点からも有益であると考え る。 ・なお、本意見は、新たな義務の創設を意図するものではなく、 既存の法令・告示等に基づく考え方を、ガイドライン上で分かり やすく整理する趣旨である。	
3	〔該当箇所〕 ・「(5) 外為法及び国際テロリスト等財産凍結法による義務の履 行」に関する記載。資産凍結措置の対象範囲および【対応が求め られる事項】について。 〔意見内容〕 ・資産凍結措置の対象範囲について、制裁対象者本人に限定され ず、当該制裁対象者を代理する者又は当該者の指示を受けて行動 する者を通じた支払等も規制の対象となり得ることを、ガイドラ イン本文に追記することが望ましいと考えます。また、外為法に 基づく支払告示・資本取引告示、及び令和5年6月1日施行のこ れらに関する財務省の公式FAQへの参照を、注釈等で示すことが 適当であると考えます。 〔理由〕 ・国連安保理決議に基づく資産凍結措置は、国際的に、制裁対象 者本人のみならず、代理人や指図を受けて行動する者を通じた資 金移転等も射程に含むものとして運用されています。日本におい ても、外為法に基づく支払告示・資本取引告示、及び財務省の公 式FAQにおいて、この点が整理されており、既存の法令上の義務 として確立されています。 ・FATFの評価方法論、特に Immediate Outcome 10 においては、 テロ資金供与に対する標的型金融制裁の実施が評価対象とされて	番号2と同じ

	おり、法令の存在のみならず、DNFBPs を含む関係主体が制裁対象者の範囲や資産凍結措置の射程を適切に理解し、実効的に履行しているかが重視されています。提供された情報によれば、DNFBPs のマネロン・テロ資金供与対策に関する理解度は低く、基本的な義務の実施にとどまっているとの指摘があります。 ・現状、ガイドライン本文において資産凍結措置の射程が必ずしも明示されていないことは、DNFBPs による適切な理解と履行の妨げとなる可能性があります。本意見は、新たな義務の創設や過度な実務対応を求める趣旨ではなく、既存の法令・告示等に基づく整理を、ガイドライン上で分かりやすく示すことにより、DNFBPs の理解促進と実効性向上を図ることを目的とするものです。国際的な評価基準への対応という観点からも、制裁対象者の範囲に関する明確な記載の追加が望ましいと考えます。	
4	〔該当箇所〕 ・「(5) 外為法及び国際テロリスト等財産凍結法による義務の履行」における、資産凍結措置の対象範囲と【対応が求められる事項】に関する部分。 〔意見内容〕 ・当該ガイドラインにおいて、資産凍結措置の対象が、制裁対象者として指定された本人に限定されず、当該制裁対象者を代理する者、又は当該者の指示を受けて行動する者を通じた支払等も規制の対象となり得る旨を明示する記載を追加することを提案する。 ・根拠としては、外国為替及び外国貿易法（以下「外為法」という。）に基づく支払規制に関する告示（支払告示）及び資本取引規制に関する告示（資本取引告示）、並びに令和5年6月1日施	番号2と同じ

行のこれらに関する財務省の公式 FAQ への参照を、注釈等で示すことが適当であると考える。

[理由]

1. 国際的な要請と国内法令の整合性:

国連安全保障理事会決議に基づく資産凍結措置は、国際的に、制裁対象者本人に限定されない広範な射程を持つことが求められる。これは、制裁の実効性を確保し、テロ資金供与や拡散金融を防止するために不可欠な要素である。日本においても、外為法に基づく支払告示及び資本取引告示において、制裁対象者本人に対する規制に加え、その代理人や指示を受けた者を通じた取引についても規制の対象となることが明確にされている。さらに、令和 5 年 6 月 1 日施行の財務省の公式 FAQ においても、この点が改めて整理され、関係者への周知が図られている。ガイドラインにおいてこの点を明確にすることは、国際的な要請と国内法令の実効的な運用をより一層促進するものと考える。

2. FATF 評価における重要性:

金融活動作業部会 (FATF) によるマネーロンダリング・テロ資金供与対策の相互評価においては、法令の整備状況のみならず、関係主体 (DNFBPs を含む) が資産凍結措置の範囲や射程を正確に理解し、実効的に遵守しているかが重視される (特に Immediate Outcome 10 及び 11)。現在のガイドラインの記載では、資産凍結措置の射程が制裁対象者本人に限定されるとの誤解を生む可能性があり、これは FATF が求める実効的な対策の実施を阻害する要因となり得る。ガイドラインにおいて、既存の法令・告示等に基づく資産凍結措置の射程を明確にすることで、DNFBPs がより正確に義務を理解し、適切な対応を行うことが可能となり、日本の FATF 評価の向上にも資すると考える。

3. 明確化による実効性の向上:

本意見は、新たな義務の創設や、DNFBPs に対して過度な実務対応を求めるものではなく、既存の法令・告示等に基づく整理を、ガイドライン上で分かりやすく示すことを趣旨としている。これにより、DNFBPs が資産凍結措置の対象範囲を正確に認識し、疑わしい取引の届出や資産凍結等の適切な措置を講じることを促進し、ひいてはマネー・ローンダリング及びテロ資金供与及び拡散金融対策全体の強化に資するものとする。